○法務省告示第三百八十八号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年九月二十七日から効力を生ずる。

平成二十六年九月十日

法務大臣　馬場みどり

青森県北津軽郡板柳町長
北海道枝幸郡中頓別町長
北海道枝幸郡浜頓別町長
北海道天塩郡豊富町長

○法務省告示第三百八十九号

山梨県南アルプス市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年九月十日

山梨県中巨摩郡若草村下今井三十九番地の二

法務大臣　馬場みどり
名取　春雄

○法務省告示第三百九十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十日

法務大臣　馬場みどり

第二号イの表に次のように加える。

ＮＯＫメタル株式会社	宮城県遠田郡涌谷町小里字守五十三番地の二	金属プレス加工
株式会社ナカキン	大阪府大阪市淀川区木川東四丁目一番二十一号	鋳造、機械加工

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社光永工務店	東京都中野区沼袋三丁目五番八号光永ビル	型枠施工

○厚生労働省告示第三百四十九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

平成二十六年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）	年七・二七パーセント

○厚生労働省告示第三百五十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年九月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅵ区分００６中「1,078円」を「1,190円」に改め、同表区分００７中「1,094円」を「1,239円」に改め、同表区分００８中「913円」を「983円」に改め、同表区分００９中「944円」を「1,090円」に改め、同表区分０１１中「142円」を「135円」に改め、同表区分０１２中「151円」を「143円」に改める。

○海上保安庁告示第百四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三九度三〇分五一秒東経一三九度五〇分五五秒、北緯三九度一五分四三秒東経一三九度四六分、北緯三九度一五分四三秒東経一三九度二八分四九秒、北緯三八度三六分四五秒東経一三八度一〇分五六秒、北緯三九度五二分〇八秒東経一三八度一〇分五六秒、北緯三九度五二分〇八秒東経一三九度、北緯三九度三〇分五一秒東経一三九度二〇分一九秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年九月十一日から平成二十六年十一月四日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第三十八号（平成二十六年九月二十六日発行）、二管区水路通報第三十四号（平成二十六年八月二十八日発行）、九管区水路通報第三十三号（平成二十六年八月二十九日発行）

○海上保安庁告示第百五号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年九月十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	備讃瀬戸北航路Ａ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約七〇〇メートル
北緯	三四―二一―〇二
東経	一三三―四三―〇一
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	五・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで七・一メートル　平均水面上から灯火まで六・九メートル
点灯年月日	平成二十六年七月三日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理
名称	備讃瀬戸北航路Ｂ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約九一〇メートル
北緯	三四―二一―〇五
東経	一三三―四三―一〇
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度八五カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度 平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで六・九メートル
点灯年月日	平成二十六年七月三日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理
名称	備讃瀬戸北航路Ｃ灯標
位置	
所在地	波節岩灯標（香川県丸亀市）の北東方約一・一キロメートル
北緯	三四―二一―〇八
東経	一三三―四三―一九
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　柱形
灯質	単閃黄光　毎四秒に一閃光
光達距離	実効光度八五カンデラ
明弧	五・〇海里
高さ	全度 平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで六・八メートル
点灯年月日	平成二十六年七月二日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所管理